港湾・漁港工事に係る施工箇所が点在する工事の積算（試行）について

（令和８年９月２９日付第２０２６００１５５６６６号県土整備部長通知）

１　対象工事

港湾・漁港工事（工種区分の浚渫工事、構造物工事を適用する工事）で実施する工事で、港湾・漁港を跨ぎ、かつ、施工箇所（工事対象施設）が複数ある工事（例えば、Ａ港湾の防波堤の施工とＢ漁港の岸壁の施工を１件として発注する工事）とする。

２　工事箇所の設定方法

各港湾・漁港とする。

３　積算方法

土木工事標準積算基準書の「施工箇所が点在する工事の積算」により算出する。

４　主な手続き

別紙記載例を参考にして、施工箇所が点在する工事の「間接工事費」の積算方法を記載した現場説明書を設計図書に添付するものとする。

５　適用

このことについては、令和８年１０月１０日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあっては入札日の通知）を行う工事から適用する。